

使用料設定にあたっての基本的な考え方（H24年度）概要

《受益者負担の原則》

施設の維持管理や運営に要する経費は、使用料だけでは賄うことができないため、不足分は税金を当てることになるが、施設を利用する人と利用しない人との負担の不公平が発生する。このため、負担の公平性を確保するために、利用者に応分の負担を求める。

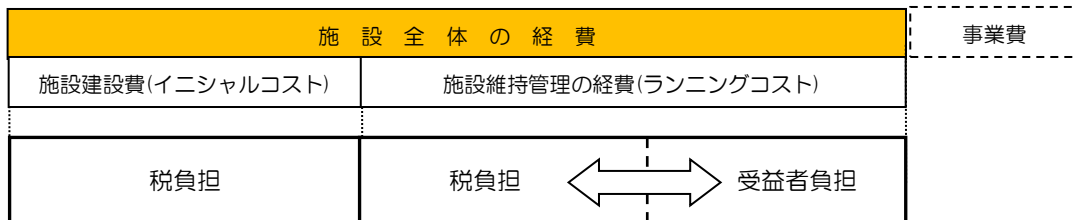
《受益者負担の基礎》

- ・受益者負担の根拠は、施設の経常的な維持管理に係る経費（ランニングコスト）とする。
- ・施設の建設に要する用地取得費、建物建設費については、除外する。

【原価に算入する費用項目】

- (1) 人件費：職員給料等
- (2) 物件費：賃金等、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他維持管理経費
- (3) 維持補修費：修繕料、維持補修工事費

《受益者負担と公費負担の区分イメージ》



《市民の利用に対する優遇措置》

市民活動が広域的になっていること、行政区域間で市民ニーズに合わせた施設の機能や役割を補完し合う関係が必要であることを踏まえ、現時点では市民利用に対する優遇措置は設けない。

《施設分類》

- 施設が基礎的なものか、選択的なものか
  - ・基礎的サービス施設：日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とする施設
  - ・選択的施設：生活や余暇を快適で潤いのあるものとするため、市民が選択して利用する施設
- 施設が市場的なものか、非市場的なものか
  - ・市場的服务施設：民間でも同様なものが供給されている施設
  - ・非市場的服务施設：民間では提供されにくく、主に行政が提供する施設

